

○優良運転者顕彰要綱

(昭和 45 年 6 月 17 日例規／神交企発第 209 号)

各所属長あて 本部長

(目的)

第 1 条 この要綱は、自動車運転者の顕彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(顕彰)

第 2 条 警察本部長は、事業用自動車の運転者(以下「事業用運転者」という。)及び安全運転管理者選任事業所等の自動車運転者(以下「安全運転管理者選任事業所等運転者」という。)で常に安全運転を励行し、他の模範と認められる者(以下「優良運転者」という。)に対し、優良運転者章交付通知書(第 1 号様式)及び優良運転者章を交付してこれを顕彰する。

2 優良運転者章の形状及び制式は、別表のとおりとする。

(推薦及びその基準)

第 3 条 優良運転者の推薦は、事業用運転者にあつては各事業用自動車団体から、安全運転管理者選任事業所等運転者にあつては安全運転管理者団体から、それぞれ次の基準の各号に該当する者について警察本部長に対し推薦するものとする。

(1) 事業用運転者の推薦基準

ア 交通法令を遵守し、常に安全運転に努め、人格、技能ともにすぐれ、他の運転者の模範であると認められるものであること。

イ 当該運転者の勤務する事業所等が神奈川県内にあり、かつ、同一事業所に 5 年以上継続して勤務していること。

ウ 自動車の運転経験が 10 年以上で、かつ、表彰前 10 年以内に交通関係で刑事処分及び行政処分を受けたことのないこと。

エ 品行方正にして、業務に精励し、成績優良なものであること。

(2) 安全運転管理者選任事業所等運転者の推薦基準

ア 交通法令を遵守し、常に安全運転に努め、人格、技能ともにすぐれ、他の運転者の模範であると認められるものであること。

イ 当該運転者の勤務する事業所等が神奈川県内にあり、かつ、同一事業所等に自動車運転専従員として 5 年以上継続して勤務していること。

ウ 自動車の運転経験が 15 年以上で、かつ、表彰前 10 年以内に交通関係で刑事処分及び行政処分を受けたことのないこと。

エ 品行方正にして、業務に精励し、成績優良なものであること。

2 前項の推薦は、優良運転者推薦書(第 2 号様式)によるものとする。

(優良運転者章の表示)

第4条 第2条により優良運転者として交付を受けた優良運転者章は、当該運転者が運転する自動車に表示できるものとする。ただし、前面ガラス、左右側面ガラスその他安全運転を妨げるおそれのある部分に表示してはならない。

(優良運転者章交付通知書及び優良運転者章の返納)

第5条 優良運転者章交付通知書及び優良運転者章の交付を受けた運転者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該運転者から優良運転者章交付通知書及び優良運転者章を返納させるものとする。

- (1) 故意又は重大な過失により、交通事故(死亡又は重傷事故)を起したとき。
 - (2) 悪質な交通法令違反をしたとき。
 - (3) 優良運転者章交付通知書及び優良運転者章を他人に貸与し、又は使用させたとき。
- 2 交通部の所属長及び警察署長は、前項に該当すると認められる者を発見したときは、当該運転者から優良運転者章交付通知書及び優良運転者章を返納させ、これを添えて交通部交通総務課長経由の上警察本部長に報告するものとする。
- 3 返納された優良運転者章交付通知書及び優良運転者章は、交通部交通総務課において保管し、関係書類を整備するものとする。